佐賀県告示第 258 号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路 との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定 に基づき公示する。

その関係図書は、佐賀土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年10月13日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置及び管轄 七木事務所

河川の 名称	河川管理施設の 名称又は種類	河川管理施設の位置	管轄土木事務所
名称	不能を表	多久市北多久町大字小侍 862 番1地先又は 1009 番 2 地先 梅乃木橋端上流からそれぞ れ多久市北多久町大字小侍 823番8地先又は841番19地 先JR唐津線山犬原川橋下 流端まで 多久市北多久町大字小侍 823 番8地先JR唐津線山犬原 川橋上流端から多久市北多 久町大字小侍823番6地先前 原橋下流端まで	佐賀土木事務所
		多久市北多久町大字小侍 591 番地先荕原橋上流端から多 久市北多久町大字小侍 561番 2 地先京町橋下流端まで	

- 2 管理を行う者の氏名及び住所
 - 氏名 道路管理者 多久市長 横尾 俊彦 住所 多久市北多久町大字小侍7番1号
- 3 管理の内容
 - (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物 その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の 新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 4 管理の期間

令和2年10月13日から道路の存続する日まで